

浜大祭実行委員会

団体規約

浜大祭実行委員会

横浜市立大学 浜大祭実行委員会 団体規約

第一章 総則

第1条 名称

本委員会は、横浜市立大学浜大祭実行委員会と称する。

第2条 本部

本委員会は、神奈川県横浜市金沢区瀬戸2-2-2横浜市立大学金沢八景キャンパスサークルA棟1階103号室を本部とする。

第3条 目的

本委員会は、横浜市立大学学生の自主的活動を推進し、その一環として学生の自治に基づく大学祭を開催することを目的とする。

第4条 活動

本委員会は、第3条の目的を達成するため、横浜市立大学において開催される大学祭の企画、運営および統括する。

第5条 事業年度

本委員会の事業年度は、2月1日から1月31日とする。

第二章 組織

第6条 地位規定

本団体は、横浜市立大学学生自治会中央委員会（以下、「中央委員会」）の専門部であり、他の学内自治団体とは独立した団体である。

第7条 機関

第1項 組織構成

本団体は、機関として、運営協議会と会計局、および「実務局設置規定」にて規定する実務局を設置する。

第2項 機関および実務局の新設

機関及び実務局の新設は、運営協議会の承認に基づき、委員長がこれを行う。

なお、新設された実務局は、新設後1年以内に「実務局設置規定」にてその名称と業務内容を定められなければならない。

第3項 運営協議会

運営協議会については、第19条にて詳細に規定する。

第4項 機関および実務局が廃止される場合

機関および実務局が廃止されるのは以下の場合である。

- ・運営協議会にて廃止が可決され、当該局に所属する局員の3分の2以上の承認を得た場合
- ・新設された実務局が、新設後1年以内に実務局設置規定にて規定されなかった場合

第8条 幹部

第1項 幹部

本委員会の幹部は、委員長、副委員長、会計局長および各実務局長とする。

第2項 幹部の兼任

幹部の兼任は、原則としてこれを認めない。

第3項 委員長

委員長は浜大祭実行委員会の最高責任者として、本委員会を代表・統括する。

第4項 副委員長

副委員長は、委員長の職務を補佐し、委員長の職務遂行に支障が生じた際に、その職務を代行する。

第5項 会計局長

会計局長の職務は、会計規約にて規定する。

第6項 実務局長

各実務局長は、委員長の承認の下で、所属する局の最高責任者として、各実務局を代表・統括する。

第7項 幹部の任期

幹部の任期は、事業年度に準ずる。

第8項 幹部の再任

同一幹部職の再任は、原則としてこれを認めない。

第9項 幹部の辞任

幹部職にある者が幹部職を辞することを希望する際、委員長またはその職権代行者に対し、幹部職を辞する旨を通達しなければならない。

委員長またはその職権代行者は、原則としてこれを承認し、この旨を幹部会議および全体会議に通達しなければならない。

なお、当該幹部職の辞任日は、委員長が承認した翌日とする。

第10項 委員長または副委員長に欠員が生じた場合の措置

委員長または副委員長に欠員が生じた場合、「委員長および副委員長選出規定」に基づき、後任の選挙を行い、これを決定する。

第11項 委員長および副委員長を除く幹部職に欠員が生じた場合の措置

委員長および副委員長を除く幹部職に欠員が生じた場合、運営協議会は7日以内に新たな幹部職を選出しなければならない。

第12項 幹部職の欠員を受け就任した幹部職権者の任期

第8条第10項および第11項の規定に基づき選出された幹部職権者の任期は、事業年度に準ずる。

第13項 委員長および副委員長の罷免請願

委員は、全委員の3分の1の署名を付した罷免請願書を運営協議会に提出することにより、委員長および副委員長の罷免を請願することができる。

第14項 委員長および副委員長の罷免決議

運営協議会は、第8条第12項の規定する罷免請願書を受領した際、7日以内に全体総会を開催し、「委員長および副委員長選出規定」に基づき、罷免決議を行わなければならない。

第15項 委員長および副委員長を除く幹部の罷免請願

幹部の3分の1の署名を付した罷免請願書を委員長に提出することにより、委員長および副委員長を除く幹部の罷免を請願することができる。

第16項 委員長および副委員長を除く幹部の罷免決議

委員長は、第8条第14項の規定する罷免請願書を受領した際、7日以内に幹部会議を開催し、罷免決議を行わなければならない。

第9条 実務局

第1項 実務局

実務局は、第3条の規定する目的を達成するため、「実務局設置規定」にて規定された職務を行う。

第2項 実務局設置規定

実務局は、「実務局設置規定」にて、設置される実務局の名称とその職務を規定されなければ

ばならない。

第3項 局幹部

各実務局は、局の幹部たる局長と副局長を、第9条第4項に基づき選出しなければならない。

第4項 実務局長

実務局長は、第8条第6項に定められた職務を行う。

第5項 実務副局長

各実務局の副局長は、委員長の承認の下で、局長の職務の補佐を行うとともに、局長の不在時にはその職務代行者として業務に当たらなければならない。

第6項 局幹部が不在の際の職務代行者

局幹部が不在の際は、委員長に承認された職務代行者がその職務を代行する。

第10条 会計局

第1項 会計局

会計局は、「浜大祭実行委員会会計規約」に基づく業務を行う。

第2項 会計局の独立性

会計局の職務は、他の機関からの独立性を保って行われなければならない。

第三章 委員

第11条 構成員

本団体は、原則として横浜市立大学金沢八景キャンパスに通学する学生委員を以て構成される。

第12条 入会

第1項 入会資格

本団体の入会資格は、原則として横浜市立大学金沢八景キャンパスに通学する学生がこれを持つ。

第2項 入会選抜

本団体は、入会希望者に対し、「委員募集規定」に基づく入会選抜を行うことができる。

第3項 委員募集

新規委員の募集は、運営協議会により承認された「委員募集規定」に基づき、公正に行われなければならない。

第13条 退会

第1項 退会

委員は、本人の自由意思に基づき、本委員会から退会することができる。

第2項 退会の届け出

本委員会からの退会を希望する委員は、記録が残る形にて、委員長に退会を希望する旨を通達しなければならない。

なお、委員長は、退会を希望する旨を通達された場合、これを記録の残る形にて保存しなければならない。

第3項 退会の承認

委員長は、退会の届け出を受けた場合、原則としてこれを承認しなければならない。

また、退会の届け出が承認された際、委員長は退会を承認した委員に対し、記録が残る形にて、これを通達しなければならない。

なお、委員長は、退会を承認する旨を通達した場合、これを記録の残る形にて保存しなければならない。

第4項 退会措置

委員が素行不良などにより実行委員としての職務を果たせないと判断される場合、幹部の3分の2の賛成を以て退会させることができる。

第5項 自動退会

本団体は、次の各号に定めるとき、係る委員を自動退会として取り扱う。

(1) 委員が横浜市立大学籍を失うとき

(2) 第14条に規定される進退調査に対し回答しなかった場合

(3) 所属する局の幹部に対し、会議を欠席する旨を通達せず欠席する行為を4回連続で行った場合

第6項 委員籍の失効

第13条第4項および第5項に基づき退会となった委員の委員籍は、退会が成立した際、即時に失効する。

第14条 進退調査

委員長は、本団体に所属する委員に対し、次年度も本団体に所属する意思の有無を事業年度内に調査することができる。

進退調査が実施された場合、所属する委員は原則として必ず回答しなければならない。

第1項 進退調査に基づく退会措置

進退調査において継続を希望しない場合、および調査の期間内に回答がなかった場合、当該委員を退会とする。

第2項 進退調査の結果の確認

委員長は、進退調査に回答した委員に対し、回答した内容に誤りがないかを、進退調査の終了から7日以内に確認しなければならない。

第3項 進退調査の承認

委員長は、進退調査の終了日から14日以内に、原則として進退調査の結果を承認しなければならない。

第4項 進退調査の発効

進退調査の結果は、進退調査の終了日から21日を以て発効される。

第5項 進退調査の告示

進退調査を行う際は、進退調査の実施期間及び実施方法を、調査の開始日から2週間前までに告示しなければならない。

第15条 議決権

議決権とは、本団体に所属する全委員が持つ、委員会内における採決において関与する権利である。

第16条 会費

本委員会は、「浜大祭実行委員会会計規約」に基づき、所属する委員より会費を徴収することができる。

第四章 会議

第17条 会議

第1項 決議

本委員会は、全体総会、運営協議会、および幹部会議を設置し、決裁を行う。

第2項 会議

本委員会は、全体会議および局会議を設置し、運営に関する議題について会議を行う。

第3項 開示

第17条第1項および第2項に定める決議または会議の議事録及び決裁内容は、原則として委員会内に開示しなければならない。

第18条 全体総会

第1項 全体総会

本委員会は、最高議決機関として全体総会を設置する。

第2項 全体総会の開催

委員長は、以下に定める事項の決裁を行う際、全体総会を開催する。

- ・ 予算及び決算の承認
- ・ 「委員長および副委員長選出規約」に基づいた選挙
- ・ 規約類の新設及び改正の承認
- ・ その他、各種規約類にて全体総会を開催すると定められている場合

なお、決裁の内容は、全体総会の24時間前までにすべての構成員に通達されなければならない。

第3項 全体総会の構成員

全体総会の構成員は、開催日時の時点で浜大祭実行委員会に籍を持つ者とする。

第4項 全体総会の成立

全体総会は、第18条第3項にて定める構成員のうち、3分の2以上の出席を以て成立する。

第5項 承認

全体総会における決裁は、出席者の3分の2以上の賛成を以て可決される。

第6項 拘束力

全体総会における議決内容は、本委員会に対して拘束力を有する。

第7項 委任

委員は、全体総会が行われる際、全体総会の開催者に対し、自身の名前と決裁内容に対する意見を表明した委任状を提出することができる。

委任状を提出した委員は、第18条第4項にて定められる成立要件においては出席者として扱い、第18条第5項にて定められる承認においては、委任状に記載のある通りとする。

委任状は、必ず記録の残る形にて提出および保存されなければならない。

第19条 運営協議会

第1項 運営協議会

委員長は、浜大祭の円滑な運営のための重要な内容を協議するための公開された場として、運営協議会を開催することができる。

第2項 運営協議会の成立

運営協議会は、やむを得ない場合を除き、すべての幹部またはその職権代行者の出席により、委員長の承認の下で開催される。

第3項 構成員

運営協議会は、第19条第2項にて定められた者と、協議するにあたって重要であると考えられる者、および有志委員にて構成される。

第4項 議長

委員長は、運営協議会の円滑な運営のため、議長を設置する。

なお、議長は原則として副委員長が担当する。

第5項 記録

委員長は、運営協議会の協議内容の保存のため、記録係を設置する。

なお、記録係は原則として副委員長が担当する。

第6項 運営協議会における議決

運営協議会は、浜大祭の運営に関する重要な議題に対して議決を行う場合、幹部による議決を行い、3分の2以上の賛成があった場合に可決される。

なお、可決された内容は、運営協議会の決定として公開されなければならない。

第20条 幹部会議

第1項 幹部会議

委員長は、規約に定められている場合、または委員長が必要であると判断した場合、幹部会議を開催することができる。

第2項 幹部会議の成立

幹部会議は、やむを得ない場合を除き、すべての幹部またはその職権代行者の出席により成立する。

第3項 幹部会議における議決

幹部会議において議決を取る場合、出席者の3分の2以上の賛成があった場合に可決される。

第4項 幹部会議の決裁の公開制限

幹部会議の内容は原則として公開されるが、委員長の判断により、公開を制限することができる。

第五章 会計

第21条 会計

本委員会の会計および財務に関わる一切の業務は、「浜大祭実行委員会会計規約」に準拠する。

第六章 規約類

第22条 団体規約

本委員会は、団体規約を制定し、これに基づき活動しなければならない。

第23条 各種規約

第1項 規約類の設置

本委員会は、団体規約の下で発効される規約類に拘束される。

第2項 規約類の発効

規約類は、幹部会議における承認ののち、委員長により全体総会にて発議され、全体総会において可決された場合に発効される。

なお、本団体規約に反する規約類の条項は、一切効力を持たない。

第3項 規約類の矛盾点の解釈

規約類に矛盾点が生じた場合、以下に定める優先順位に基づき、上位の規約の要件を適用する。

- (1) 団体規約
- (2) 年次特約
- (3) 団体規約にて定められた規約類
- (4) (2) における規約類により定められた規約類

第24条 年次特約

第1項 年次特約の制定

幹部会議は、必要に応じ、規約類の一部の修正案を、条項毎に全体総会に発議することができる。

第2項 年次特約の失効

年次特約は、当年次特約内に定められた失効日、事業年度の終了日、または第24条第3項にて定める場合のいずれかを以て失効する。

第3項 年次特約の優先順位

同一の事業年度内に、既に年次特約が発効されている条項に対し新たな年次特約が発効される場合、既存の年次特約は新たな年次特約の発効とともに失効する。

第25条 開示

本委員会の規約類は、原則として公開しなければならない。

第26条 規約類の改正

第1項 改正の手順

規約類の改正は、全体総会において可決された場合にのみ承認される。

第2項 幹部会議による改正の発議

幹部会議によって改正が発議される場合、委員長は7日以内に全体総会を開催しなければならない。

第3項 規約類の改正請願

委員が規約類の改正を請願する場合、改正を求める条項毎に、全委員の8分の1の署名と修正案を付した規約類の改正請願書を、委員長に提出することができる。

委員長は、原則としてこれを受理しなければならない。

第4項 規約類の改正請願に基づく修正案の検討

規約類の改正請願書が委員長に提出された場合、改正請願書の提出者から選出される代表者の参加の下、7日以内に運営協議会にて修正案を検討しなければならない。

第5項 規約類の改正請願に基づく改正の発議

委員長は、第4項に定める改正案の検討の終了後7日以内に全体総会を開催し、規約類の改正請願に基づく改正の発議を行わなければならない。

第27条 規約類の保存

成文化された規約類は、必ず最新版を印刷し、本部に保存されなければならない。

第七章 附則

第28条 施行

- (1) 本規約は、2022年3月25日にこれを施行する。
- (2) 本規約は、2022年7月25日にこれを改正・施行する。
- (3) 本規約は、2023年3月25日にこれを改正・施行する。
- (4) 本規約は、2024年3月18日にこれを改正・施行する。
- (5) 本規約は、2025年3月31日にこれを改正・施行する。